

(案)

千葉市とちば産学官連携プラットフォームとの包括的な連携に関する協定書

千葉市とちば産学官連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉市とプラットフォームの両者（以下「両者」という。）が、包括的な連携により、広範な分野で、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）千葉市の施策推進や課題解決に関すること。
- （2）学生の就労支援に関すること。
- （3）人生100年時代に向けた生涯学習や社会人の学び直しの機会の提供に関すること。
- （4）人材の育成に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、それぞれ連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

3 両者は、前条に掲げる事項の計画、実施、評価について、定期的に協議するものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(案)

(協議)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、両者が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名の上、各自1通を保有する。

平成30年9月13日

千 葉 市

千 葉 市 長

ちば産学官連携プラットフォーム

会長 (淑徳大学 学長)